

市民意見聴取に係る施策の概要

案件名: 尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(副題)

局課名: 危機管理安全局 企画管理課

施策の目的	尼崎市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「市計画」という。)は、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、感染拡大を抑制し、市民の生命及び健康を保護するとともに、市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として策定しています。
現状・背景	令和2年1月に国内で初めての感染者が確認された新型コロナウイルス感染症への対策を経て、特措法や感染症法において所要の改正が行われ、それを受け令和6年7月には、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下、「国計画」という。)が改定されました。 令和7年3月には兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下、「県計画」という。)も改定され、これら国・県計画の改定内容を踏まえ、市計画についても所要の改定を行う予定です。
課題	感染症危機につながるような新興感染症等の発生についての正確な予知や発生の阻止は難しいことから、平時から感染症危機に備え、体制を整えておくことが重要です。 そのため、新型インフルエンザ等の発生時にに行うべき対策の共有やその準備について整理するとともに、対策の実施に当たっては感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の円滑な切り替えが求められます。 また、外出自粛要請等の市民の自由や権利の制限につながる対策については、市民等に対する十分な説明や双方向のコミュニケーションによって理解を得ながら進めていく必要があります。
施策の策定にあたつての考え方	国・県計画との整合を十分に図り、関係機関と連携して迅速かつ柔軟に感染症危機に対応できるよう、市計画を改定します。
意見を聴取するポイント	改定された県計画を踏まえ、市計画を改定していくことから、県計画(添付資料)を参考の上、市計画改定に関するご意見を頂きたいと考えています。なお、県計画の改定では、対策を実施する対象となる疾患の拡充や、対策の充実化などが改定のポイントとされていました。 ・対象疾患の拡充(新型コロナウイルス感染症ほか) ・対策の拡充(対策項目を5項目から13項目へ拡充)
市民意向調査(ステップ2)の実施手法	令和8年3月2日(月)から3月23日(月)まで、市ホームページにおいて意見募集を行います。
お問い合わせ先	危機管理安全局危機管理安全部企画管理課 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館8F 電話番号(TEL) 06-6489-6564 ファックス(FAX) 06-6489-6166 メールアドレス(メール) ama-kikikanrikikaku@city.amagasaki.hyogo.jp